

発行 鹿児島市建設局都市計画部吉野区画整理課  
TEL 099 (244) 4931 (吉野第二地区係)  
FAX 099 (244) 2292  
E-Mail ynoku-dai2@city.kagoshima.lg.jp

吉野第二地区 区画整理だより

# 選挙特集号



## 土地区画整理審議会 委員選挙を行います。

【投票日】

令和6年9月1日(日曜日)

ただし、届出のあった候補者の数が、選挙すべき委員の数をこえないとき、又はこえなくなったとき(立候補の辞退があった場合など)は投票を行いません。

鹿児島都市計画事業吉野第二地区土地区画整理事業につきましては、平成31年3月22日に事業計画決定の公告を行い、皆様のご理解、ご協力をいただきながら事業を進めております。

事業を進めるにあたり「吉野第二地区土地区画整理審議会」を設置しておりますが、この度、審議会委員の任期(5年)が令和6年9月8日で満了となることから、審議会委員の選挙を行います。

このことについて、令和6年5月27日付けで選挙期日についての公告を市役所本庁掲示板に行いました。併せて、吉野支所、吉野福祉館にも選挙期日についての告示文書の写しを掲示しています。

今後の詳細なスケジュールについては、裏面下部をご覧ください。

## 土地区画整理審議会とは

市が施行する土地区画整理事業では、適正な事業運営を目的として、土地区画整理審議会の設置が法律で定められています。【土地区画整理法第56条】

### 1. 目的

土地区画整理審議会は、施行地区内の権利者の皆さんの意見を事業に反映させて、事業が公平・公正に運営されるために設置される機関です。

### 2. 組織

吉野第二地区土地区画整理審議会は「15名の委員」で組織されます。【鹿児島都市計画事業吉野第二地区土地区画整理事業施行条例第8条及び9条】

#### ○内訳

① 宅地所有者の代表・・・12名

↓ 今回の選挙で選びます。

② 借地権者の代表・・・1名

↓ 今回の選挙で選びます。

③ 学識経験者・・・2名 ↓ 市長が選任します。

○ 任期 5年間

### 3. 土地区画整理審議会の権限

【施行者(市)が審議会の意見を聴く事項】

- ・ 換地計画の作成、変更に係ること
- ・ 仮換地の指定
- ・ 換地計画についての意見書の審査 など

【施行者(市)が審議会の同意を得る事項】

- ・ 評価員の選任
- ・ 保留地の決定
- ・ 換地計画において特別の宅地について特別の定めをする場合 など

## 選挙について

○ 施行地区内の宅地(※)の所有者および借地権者から、それぞれ立候補届、又は立候補推薦届を受け付け、宅地の所有者代表委員、借地権者代表委員を、それぞれの投票によって決定します。

○ 立候補届または立候補推薦届は、令和6年8月3日(土)から8月12日(月)までに提出していただきます。

注意：立候補等を行う際には、添付して頂く書類がございます。立候補をお考えの方は、事前に吉野区画整理課にて、説明を受けていただきますよう、お願いいたします。

○ 宅地の所有者代表委員の候補者と、借地権者代表委員の候補者を兼ねることはできません。

○ 借地権者が宅地の所有者代表委員を選挙することはできません。また、宅地の所有者が借地権者代表委員を選挙することはできません。

○ 期日前投票、不在者投票、代理投票はできません。

(選挙人自ら投票所で投票しなければなりません。)

○ 宅地の所有者代表委員または借地権者代表委員の欠員がそれぞれの委員の定数の3分の1をこえるに至った場合は、補欠選挙を行うこととなります。

※土地区画整理法では、公共施設の用に供されている国又は地方公共団体の所有する土地以外の土地を「宅地」といいます。

したがって、区画整理では、公共施設用地以外の土地は地目が「田」、「雑種地」等であっても「宅地」と呼ばれます。



選挙権及び被選挙権について

- 選挙権および被選挙権は、原則として所有する土地の面積や筆数に関係なく、1人1箇です。
- 次に掲げる者は、被選挙権がありません。  
(選挙権はありません。)

① 未成年者

② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで

又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 宅地の所有者または借地権者として、確定選挙人名簿に記載されていれば、現住所が他の都道府県または他の市町村であっても選挙権および被選挙権があります。

- 土地の登記名義人が法人の場合でも、選挙権および被選挙権があります。投票はその法人の指定する者が投票をすることになります。選挙当日にその権限を証明する書面(投票者指定証明書)をお持ちください。

- 未登記の借地権を有する方は、「借地権申告書」を提出してください。

【提出期限】 選挙人名簿作成基準日前日(6月15日)

- 土地の登記名義人が死亡され相続登記が未済の場合、「相続届出書」を提出してください。この届出がないと、選挙人名簿に亡くなられた方のお名前がそのまま記載されるため、相続人は選挙権および被選挙権を有しないこととなります。

【提出期限】 選挙人名簿の縦覧最終日(7月23日)

- 土地登記簿名義人が死亡され、相続登記が未済の場合で相続人が2人以上いる場合は、前述の「相続届出書」を提出している場合に限り、その代表者に選挙権および被選挙権がありますので、代表者を決めて「代表者選任届出書」を提出してください。

【提出期限】

被選挙権を行使する場合↓立候補受付締切日(8月12日)

選挙権を行使する場合↓選挙当日(9月1日)

- 宅地を共有でお持ちの方および共同借地権者の方は、その代表者に選挙権および被選挙権がありますので、代表者を決めて「所有者の代表者選任届出書」を提出してください。

【提出期限】

被選挙権を行使する場合↓立候補受付締切日(8月12日)

選挙権を行使する場合↓選挙当日(9月1日)

- ※ 共有名義や相続人の代表者は、今回の選挙の投票に限り権利を有するものであり、今後の土地区画整理事業の施行に伴う土地の権利等とは関係がありません。

各種届出の様式は、市ホームページからダウンロードすることができます。「サイト内検索」で「吉野第二地区土地区画整理審議会選挙」と入力し、「吉野第二地区土地区画整理審議会選挙」のページを開いてください。ページ下部に「各種届出の様式」の項目がありますので、そこからダウンロードしてください。

マグマシティ  
PRキャラクター  
火山の妖精マグニオン  
メガニオン



吉野第二地区土地区画整理審議会委員選挙 選挙日程

事項	期日・期間	場所など
●選挙期日の公告	5月27日(月)	掲示場所：市役所本庁掲示板・吉野支所・吉野福祉館
●選挙人名簿の作成基準日	6月16日(日)	この基準日現在の施行地区内の宅地を所有する個人・法人(法務局の土地登記簿による名義人)及び借地権を有する個人・法人(登記済み又は申告されたもの)が選挙人名簿に登載されます。
●借地権申告書の受理停止	6月16日(日)～ 8月2日(金)	選挙人名簿が確定するまでの間は、借地権申告書の受付を停止します。
●選挙人名簿の縦覧 ●異議の申出 ●相続登記未済の場合の書類受付	7月10日(水)～ 7月23日(火) (土曜日、日曜日、休日を含む)	縦覧場所：吉野区画整理課 縦覧時間：午前8時30分から 午後5時15分まで 縦覧した選挙人名簿に対し異議のある方は、縦覧期間内に鹿児島市長に文書で異議を申し出ることができます。ただし、未登記や未申告の借地権についての異議申立および6月16日以降の権利関係に変更が生じたことなどの理由による異議申立はできません。
●選挙人名簿の確定 ●選挙すべきそれぞれの委員の数の公告	8月2日(金)	掲示場所：市役所本庁掲示板・吉野支所・吉野福祉館 選挙人名簿の確定の公告とあわせて宅地の所有者、借地権者別に選挙する委員の数の公告を行います。
●立候補届および立候補推薦届の提出	8月3日(土)～ 8月12日(月) (土曜日、日曜日、休日を含む)	受付場所：吉野区画整理課 受付時間：午前8時30分から 午後5時15分まで 審議会委員に立候補される方、又は候補者を推薦される方は、この期間内に立候補の届出を行ってください。ただし、郵送の場合は8月12日の午後5時15分までに吉野区画整理課に必着すること。
●候補者の氏名および住所の公告 (選挙を行わない旨の公告)	8月13日(火)	掲示場所：市役所本庁掲示板・吉野支所・吉野福祉館 それぞれの候補者数が、選挙すべき委員の数をこえたときは、投票を行うことと必要な事項を公告します。
●投票および開票	9月1日(日)	投票会場：吉野区画整理課 投票時間：午前8時30分から 午後5時15分まで
●当選者の氏名・住所の公告	9月2日(月)	掲示場所：市役所本庁掲示板・吉野支所・吉野福祉館